

JIS

鉄鋼用語（製品及び品質）

JIS G 0203 : 2009

(JISF)

平成 21 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄鋼技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	木原 諄 二	東京大学名誉教授
(委員)	磯村 陽 治	社団法人日本鉄道施設協会
	大橋 守	社団法人日本鉄鋼連盟
	小澤 宏 一	JFE スチール株式会社
	加藤 碩	ステンレス協会
	河野 広 隆	京都大学
	北田 博 重	財団法人日本海事協会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	佐久間 健 人	高知工科大学
	関野 一 人	住友金属工業株式会社
	千葉 光 一	独立行政法人産業技術総合研究所
	利田 修 一	高圧ガス保安協会
	本田 知 己	新日本製鐵株式会社
	水口 誠	株式会社神戸製鋼所
(専門委員)	野原 慈 久	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 59.10.1 改正：平成 21.4.20

官 報 公 示：平成 21.4.20

原 案 作 成 者：社団法人日本鉄鋼連盟

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館内 TEL 03-3669-4826)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：鉄鋼技術専門委員会 (委員長 木原 諄二)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 分類	1
4 番号, 用語及び定義	2
4.1 鋼の種類, 溶鋼, 粗鋼及び鋼片	2
4.1.1 鋼の種類	2
4.1.2 溶鋼, 粗鋼及び鋼片	4
4.2 鋼材 (形状別・製造法別)	6
4.2.1 鋼材	6
4.2.2 鋼板及び鋼帯	6
4.2.3 表面処理鋼板及び鋼帯	7
4.2.4 鋼管	7
4.2.5 形鋼・鋼矢板	8
4.2.6 棒鋼・線材	9
4.2.7 鑄鍛造品	10
4.3 鋼材 (用途別)	11
4.3.1 一般加工用	11
4.3.2 構造用・圧力容器用	13
4.3.3 土木・建築用	14
4.3.4 鉄道用	15
4.3.5 鋼管 (配管用・熱伝達用・構造用・特殊用途)	15
4.3.6 線材・線材二次製品	16
4.3.7 機械構造用炭素鋼・合金鋼	19
4.3.8 特殊用途鋼 (ステンレス鋼・耐熱鋼・工具鋼・クラッド鋼)	19
4.3.9 電気用材料	22
4.4 材質及びその他の品質	22
4.4.1 化学成分・材質	22
4.4.2 表面処理・表面仕上げ	25
4.4.3 形状・寸法	27
4.4.4 その他	29
解 説	32
索 引	39

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本鉄鋼連盟(JISF)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS G 0203:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

鉄鋼用語（製品及び品質）

Glossary of terms used in iron and steel (Products and quality)

序文

この規格は、鉄鋼製品の用語を広範に定義する規格として1984年に制定された。その後、前回2000年の改正では、主として各種用途別の鋼材及び材質の用語に限定する大幅な改正がなされた。これは、鋼製品の定義に関する国際規格 ISO 6929:1987, Steel products—Definitions and classification が、形状別及び製造法別の鋼材を規定しているため、ISO 6929 に整合した規格として JIS G 0204 を制定し、この規格は ISO 規格と対応しない各種用途別の鋼材及び材質の用語規定とした経緯による。

しかし、市場取引を円滑に行うためには、関連する用語を広範に規定し、国内の実態にあった内容とすることが求められた。そのため、今回の改正では、形状別及び製造法別の鋼材、及び材質を含めた規格に全面的に改正した。

1 適用範囲

この規格は、主として圧延、鋳造又は鍛造された鋼の用途別製品及び品質に関する主な用語及び定義について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS R 6010 研磨布紙用研磨材の粒度

3 分類

鉄鋼用語（製品及び品質）の分類は、次による。

- a) 鋼の種類，溶鋼，粗鋼及び鋼片
 - 1) 鋼の種類
 - 2) 溶鋼，粗鋼及び鋼片
- b) 鋼材（形状別・製造法別）
 - 1) 鋼材
 - 2) 鋼板及び鋼帯
 - 3) 表面処理鋼板及び鋼帯
 - 4) 鋼管
 - 5) 形鋼・鋼矢板
 - 6) 棒鋼・線材